

「学位論文利用許諾書(修士)」の提出について

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科

慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター

政策・メディア研究科の修士論文(以下、論文)は、湘南藤沢メディアセンターが提供するサービスを通じて、貴重な情報資源として本学の教育・研究活動に役立てられています。このサービスの実施にあたっては、著作権法の定めにより、著者の許諾が必要です。以下の内容をよくご確認のうえ、「学位論文利用許諾書(修士)」を提出してください。許諾書の内容は、後から変更することもできます。

湘南藤沢メディアセンターが提供するサービス

◆目録情報(書誌)の公開

・論文の目録情報^{*1}を SFC 学位論文リスト^{*2} や慶應義塾大学蔵書検索システム等へ登録し、検索を可能とする。

^{*1} 目録情報=著者氏名, 論文タイトル, ページ数, 大きさ, 学位, 授与年度, 出版年, 学位授与年月日

^{*2} SFC 学位論文リスト=湘南藤沢キャンパス内のみアクセスが限定されている学位論文データベース

◆論文の収集・公開

・学生担当経由で論文 PDF を収集し、SFC 学位論文リストにおいて、論文の要旨および全文を公開する。

・公開した論文は、閲覧者によるダウンロードおよび印刷を可能とする。

◆論文の複写

・塾内外からの利用者による学術研究上の求めに応じて、論文を複写提供する。

なお、特段の事情がある場合、著作権法に基づき、論文公開や複写提供の許諾を行わない選択をすることも可能です。

※「論文の閲覧」において「要旨のみ公開」を選択された方は、「論文の複写」も要旨までの提供となります。

【個人情報の取り扱い】

許諾書にご記入いただいた個人情報は、湘南藤沢メディアセンターにおける学位論文管理業務にのみ使用します。慶應義塾の個人情報保護法に関する基本方針は、慶應義塾およびメディアセンターの Web サイトをご確認ください。

【著作権について】

「学位論文利用許諾書(修士)」は、著作権のうち複製権、公衆送信権についての許諾をお願いするもので、著作権の譲渡をお願いするものではありません。図書館等における著作物の複製は著作権法 31 条で、公衆送信権は著作権法 23 条で定められていますが、修士論文は公表された著作物にあたらないため、1ページの複写でも著作権者の許諾が必要です。

【許諾書に関する問い合わせ先】

慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター テクニカルサービス担当 Email:mc-ts@sfc.keio.ac.jp